

■第8回移管契約第13条検討委員会議事録 別紙1：議題2 議事要旨

事務局より、資料3「答申案」、およびこれの別紙として、資料4「答申別紙1（案）：移管契約第13条の各項目に関する評価基準案」、資料5「答申別紙2（案）：JPRSに求める適切な財務報告に対する提言案」、資料6「答申別紙3（案）：有識者評価委員会委員に関する人選基準案」の概要説明を行った。

委員A 「別紙2『JPRSに求める適切な財務報告に対する提言(案)』は初めて見る資料だが。」

事務局 「第2回会合や第3回会合あたりで議論してきた中で、JPNICの考え方などとしてきた部分を元に取りまとめた。ご議論いただきたい。」

委員A 「文中の『純粋民間企業』の意味は？」

事務局 「国営ではない普通の民間企業。国が株を持たないなどの意味。」

委員A 「国営と会社法の適用は関係ないような気がするが。」

委員B 「『一民間企業』ぐらいの意味で、別に深い意味は無いと捉えた。」

委員C 「純粋な民間企業であるということが言いたいのだろうと思う。しかし、JPRSはICANNとの契約があるなど、『普通に営利で営んでいる企業』というのとは違う気がする。」

委員A 「仰る通り。民間企業には公共性云々という話は本来無いので、JPRSは、特殊な地位にはある。民間だから会社法レベルで良いなどという話と、公共性だから云々という話とは相容れない。」

事務局 「移管契約では、財務報告はレジストリとしての安定性・継続性を見るために行い、JPNICが判断して総務省に報告する。JPRSに公開させるという話と、JPNICが判断できるだけの情報をJPRSに出させるという話はイコールでは無いが、JPRSが自主的にそれなりのものを公開するということが、世の中を納得させるソリューションだろうとは思っている。しかし、JPNICが『ここまでやれ』というのは、移管契約の枠組みの中では言えない。」

委員C 「移管契約上では、JPRSに義務はある。積極的に公開することが望ましいし、そのことをJPRSに要望すること自体は出来るはず。最後の『自主的な行動を促すことが望まれる』がそれに当たると考える。」

委員A 「『促す』のが『自主的な行動』なのであれば弱い。民間企業にどこまで求めることができるのかという問題もある。JPNICが要求するよりは、JPRSが自主的に公開する方が、JPNICとしてもJPRSがより公共性を持つと考えるので、それを『強く促していく』のかなと思っている。」

委員D 「JPNICがやっていることなので、具体的に提出資料を指定しても良いの

かとも思う。積極的に促すということに活用してもよいかと。」

事務局 「どこまで出すよう要求するのが適切なのか、線引きが難しいと考えている。」

委員 A 「非公開企業だが公開企業並み。もちろんレベルは落としても良いが、要は財務の健全性がわかれば良く、別にそのくらい公開しても問題ない。」

委員 B 「妥当なレベルというものはあると思うが、それを具体的に文言に落とし込むと、それはそれでリスクがあるのではと、事務局は心配しているのではないか。」

事務局 「線引きがきちんとできて、妥当な案があれば良いのだが。」

委員 E 「この提言の文章自体は JPRS 側とは交渉済みなのか？先方が拒絶するような内容だと危険だ。」

事務局 「実効性を持たせるためには、自主性に委ねる表現の方が良いかと思って書いている。情報公開については機会あるごとに JPRS とは話をしておき、改善はしているので、このような表現で実が採れるのではないかと考えている。」

委員 B 「移管契約第 14 条 2 項に『乙は、財務及び経理等に関し、別途甲乙協議の上決定された事項について、甲に対して少なくとも年 1 回報告を行う。甲は、速やかに政府当局に対してそれを報告する。』とある。その報告をそのまま外部に公開しても良いのではないか。」

事務局 「判断にあたってかなりの情報を JPRS に要求しているので、それを公開することはできない。」

委員 B 「このような情報をもらうという具体的な事項はあるのか？」

事務局 「通例としては、連続バランスシートや、事業計画や投資計画など、一部上場企業並み以上のものを提出してもらっているのですが、公開前提で情報をもらうことにすると、今よりも我々が取れる情報が少なくなってしまうことになる。」

委員 A 「一旦公共性の担保に対する提言をすとなると、実のあるものを公開することをしないと、世の中へのメッセージという観点で無意味になってしまう。懸念があるのなら調整すれば良く、懸念を恐れて、自主的な行動を求めることに留まるというのは良くない。」

委員 E 「そもそも、この諮問事項 2. に関して、今何か問題があるのか？それがあって議論になるはず。」

事務局 「実体上は何も問題は無い。また、レジストリの安定性や継続性について判断出来なかったこともない。ただし、総会で『JPNIC はきちんとやって

いるのか』と問われたことはある。説明が足りていなかったのかもしれない。」

委員 A 「JPRS が倒産すれば世間は混乱してしまうわけで、それについて JPNIC 理事会が正しく反応して、本検討委員会に検討を付託している。ここで問題提起することによって世の中の耳目を集めるし、対応によっては世の中に信頼感が出来たり、失われたりする。」

事務局 「そういう質問は、JPRS は儲けすぎではないかという観測に基づいているようにも思う。」

委員 A 「実際の数字を公表すれば、別に儲けすぎではないこともわかることになると思うが。そもそも、この諮問が理事会から出てきたことがよくわからない。」

事務局 「公共性をどういう風に解釈して、どういう情報を出させるのかを議論して整理しないといけない。」

委員 A 「今、JPRS が公開しているのはどういう情報か。」

委員 B 「会社法通りである。官報公告と Web 公開では公開すべき情報が違って、官報の方に沿っている。官報の方が公開すべき情報が簡略化されている。」

事務局 「利益還元のための価格低減と、社会インフラの安定性・継続性のための内部留保のバランスの問題。また、震災以降では世の中のニーズも変わってきている。その辺は難しい部分ではある。」

委員 E 「安定性の観点からは、一民間企業の範囲をを越えて情報公開しても問題ないと思うが、儲けすぎだろうという批判がより心配。」

委員 E 「まずは JPNIC がこういう部分について、どう考えているのかを言ってもらわないと我々も判断できない。」

事務局 「もちろん、JPNIC としてまずはたたき台を出さないといけないと考えて今日の資料を提出した。実際の状況もご理解いただいた上で、適切な提言をいただければよいと思っている。」

委員 D 「日程的にも、委員会を開催して議論するというのは難しい。現状、それに対する問題点、関係者からや意見募集で指摘された意見など、まずは資料が必要で、その上で次回（第 9 回）に向けてやっていかないと日程的にまとまらない。」

委員 E 「専門では無いので、それを見たからどうできるのか不明だ。」

理事 G 「上場企業が開示を求められているもの、非上場だけど株主に対しては開示を求められているものなど、資料にはいくつかの種類がある。株主に對

して今後の計画、設備投資みたいなものは報告しなくても良いが、そういう取締役にはしか見ることのできない資料も一部使っている。」

理事 H 「メカニズムとして動いていけば良いのであれば、全体の仕組みが納得されれば良いが、細かい中身を出すという話になれば、どこでどういった意見が出るかわからないし、人によって公共性という言葉の意味に幅が出てきて問題になるかもしれない。」

委員 B 「外から見て JPNIC と JPRS の関係、および監督に納得できていないのではないかと思う。監査法人だと財務諸表を会計士が適正ですよと言えば信用される仕組みができあがっている。一方本件では、移管契約の中でやっているから大丈夫ということに対しては社会的な合意が出来ていないのが、諮問事項に入っている理由だろうと理解している。」

委員 A 「会計監査では、基本的には会社と監査法人は離れていて、独立性は保たれている。しかし会社は、それで十分とはせず、ある程度細かいところまで情報公開をしているわけで、それが公共性というもの。もちろん、公開したものに対してさまざまな評価はあり得るが、それはこちらが心配することではない。それぞれ反論していけばいいだけのこと。」

委員 E 「あと、普通と違うのは総務省への報告があることだと思う。総務省への報告義務はあるのか。」

事務局 「義務はある。」

委員 E 「移管契約では総務省への報告義務が定められているので、最低限の公共性はあるのではないかと思う。それで不十分ということになれば、そこで情報公開の話が出てくるのだろうが、最終的にどこまで出すのかなどの辺りが自分にはよくわからない。」

委員 F 「『～ことが望まれる』という結論は本検討委員会としては弱い。どのように適正な財務報告をさせたらよいか『検討して下さいよ』と強い言い方で真摯に書いて、中身についてはよくわかっている JPNIC に考えてもらった方が良いのではないか。」

委員 A 「株式会社の例を見れば、例えば生の数字を見ても監査法人にはしかわからないが、わからなくても公表により透明性は確保されて信頼が得られる。わかるかわからないかとは別に、公開すること自体に意味がある。それが理事会の問題意識なのかと思う。」

事務局 「上場企業は株主が判断するために必要な情報を提供している。株主になるものは自己リスクで判断して株を買う。自己リスクではないところで隠された情報があるのはダメ。それが公開企業のディスクロージャーの大前提だと思う。出すことに意味があるのではなく、判断に必要なものを出すということで、出す内容も時代に応じて変わっていった。」

委員 A 「最もわかりやすく言うと、出した数字の内容よりも、数字を出しているということ自体が信頼を醸成する。JPRS に求められる公開内容は上場企業のものとは違うと思うが、私の主張としては、中身は問題では無い。」

委員 D 「まず現状とそれに対する問題点、JPNIC としてそれをどう捉えているのかや、意見募集を含め外部からどういう意見があったのか、それらを整理したものを見た上で、議論を進めるということで、この部分の議論ここまでとしたい。各委員としては特に異論は無いか？」

→委員会了承

委員 D 「では、日程的には非常に厳しいが、事務局に資料を準備した上で委員に送っていただいて、メーリングリストで内容を議論した上で、別紙 2 については見直していくこととしたい。」

委員 D 「その他資料 6 の関係で何か意見はあるか。」

事務局 「資料 4 と資料 6 については、意見募集で『対応する』としたものについては、それを反映させた。」

委員 C 「資料 4 の評価基準案では大災害を例外としているが、例外となるのは大災害だけなのか。具体的な例外事項を書くのではなく、前回指摘したように包括的な書き方をした方が良い。」

委員 F 「例えば戦争などの例もあり得なくは無い。」

委員 A 「契約書であれば、考えられる可能性を全部書いて、さらに「等」を付けるのが一般的。抽象的に書くのは難しいので、具体的に書く。ただし、やはり「等」は付ける。メーリングリストにサンプルを送るので、適当に加工して使って欲しい。」

委員 D 「とりあえず、今日は資料 5 を中心に議論を行ったということで、次の検討に移りたい。」

→委員会了承

<以上>